

國學院大學學術情報リポジトリ

実行教の神道改革と海外布教：
柴田礼一の朝鮮巡教と従軍布教使北條三野夫の台湾
開教

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今井, 功一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000624

実行教の神道改革と海外布教 ——柴田礼一の朝鮮巡教と従軍布教使北條三野夫の台湾開教

今井 功一

はじめに

本稿では、実行教の改革志向を背景とした、実行教による朝鮮への管長の訪問及び教師の派遣を取り上げる。富士講系教派神道の一つである実行教は、明治28年の日清戦争と下関条約締結を契機に、朝鮮及び台湾への布教に乗り出した。これまで、実行教の歴史¹で触れられることはなかったが、この海外布教にあたっては、朝鮮に管長である柴田礼一と随行員を、台湾征討軍が進攻する台湾には布教使あるいは慰問使として幹部1名をそれぞれ派遣していた。管長が日本各地の信徒のもとをめぐる様子は、当時実行教が唯一社という出版部門から刊行していた月刊誌『惟一』誌において「巡教日誌」というタイトルで掲載されていたが、海外でのレポートはそれとは別に「西征録」「布教通信」「台湾開教」等と題されて連載された。当時、実行教内部に留まらず神道界全体を対象とする改革をうたっていた実行教にとって、海外布教も彼らが実践すべき「神道改革」の一環であった。『惟一』には、教報、小説、詩歌、宗教界の情報などいくつかのコンテンツが掲載されたが、そのうち海外での活動報告に着目し、実行教による朝鮮・台湾への教師派遣とその背景にあった実行教の改革志向について考察する。

1 神道教派の海外布教

海外布教、とりわけ従軍布教については、本願寺派の従軍布教について論じた野瀬英水が「キリスト教など他宗教の従軍布教活動との比較も必要」²とするところであるが、教派神道の活動についてはあまり注目されてこなかった。神宮教による台湾への布教について、海外神社研究の観点から菅浩二によって神宮教布教使甲斐一彦や山口透らの動向が取り上げられている³。従軍布教にこだわらない教派神道の海外布教についての事例研究というと、天理教によるものが多い⁴。秘密訓令による国内布教の制限により海外への布教を活発化させたことがその理由であろう。また、教派研究が教派＝民衆宗教、民衆宗教対国家神道の図式で捉えられてきたことと無関係ではあるまい。これまで朝鮮半島における教派神道の布教開始は天理教によるものが先駆として知られてきたが、権東祐は、朝鮮布教を「本格的に」開始した最初の教団は天理教（明治26年）であるという通説に対し、明治10年代後半から20年代にかけて修成派（明治18年）、黒住教（明治23年）、神宮教（明治27年）がそれぞれその布教形態は異にしつつも朝鮮布教に乗り出していたことを指摘した⁵。このうち、従軍布教については神宮教を例に論述しており、名目上分離されていた神社（国家神道）と神道（教派神道）が実態としては分かたれておらず、教派神道が国家神道の大陸進出を支えていたと指摘する。菅や権が言及した神道本局、金光教会、神宮教等による日清戦争を契機とした各教派の従軍布教については『征清戦史』⁶に記載がある。同書では実行教についても触れられて

おり、実行教の恤兵や後述する柴田礼一の朝鮮渡航について紹介されている。

また、台湾布教であっても仏教によるものについては、宗派ごとに多くの蓄積がある⁷。中西直樹は、そうした各宗派の個別研究から、日本仏教による台湾布教の全体像を描き、従軍布教から占領地布教、そして植民地布教へと段階を経ていく様子を論じている⁸。

2 実行教の「神道改革」

木村悠之介は、明治27年頃から神宮教、神道本局などを中心に「神道改革」と称する潮流があったことを指摘しており、実行教もその潮流の中心的な存在のひとつであるとする⁹。

「来れルーテル」と題した小文では「今や我神道部内の積弊汚穢極点に達す元亀天正の大乱天一偉人秀吉を降すローマンがゾリツクの贖罪金を募るやウキツテンベルグの寺門に九十二條の檄文を貼附せしは宗教大改革家ルーテルに非すや来れ日本神道第二のルーテル、！」¹⁰と表現しているように、当時の実行教ではルターになぞらえるような神道の改革を唱える動きがあった。

では、実行教にとって神道の改革とはどのようなものが想定されていたのであろうか。明治27年における「我神道諸教会の重なる出来事」を回顧し次のように述べる。

柴田管長夙に神道家の儉安苟且にして今日に処するの道を知らず姑息因循の弊あるを慨き身を提して此れか革新救済の任に当らむと欲しシカゴに開ける世界宗教会議に列席して万歳声裡に帰朝せる結果として大に世人の注意を喚起し全年殆んど席暖なるに違あらず関東に駿遠参に信州に巡教歴遊して普ねく世人の惑ひを解かんことに尽力しぬ¹¹

シカゴで開催され、柴田礼一管長自ら出席した万国宗教会議に触れ、それを神道の「今日に処するの道」「革新救済」のために実行し、かつ成功裏に終わらせたと総括するのである。管長自ら布教にあたって各地を巡り、「世人の惑ひを解」くべく尽力したという認識も重要であろう。この頃、天理教会や蓮門教会、丸山教会等のあり方がセンセーショナルに問題視されており¹²、実行教としても「今日神道教会の状態を観察するに、其腐敗せること実に想像の外にて、水符を売捌きて以て糊口の資に供し、禁厭祈祷を手段に用ゐて以て、不義の利財を貪り、世道人心を毀損し、遂に神道教の体面品格を失墜せしめし等、寧神道界の蠹賊なり」¹³というような状況を、神道界全体の問題と認識していた。そして、「必ず従来の教導職を以て一種の営業とせる徒を駆逐し、迷信の俗物を一掃して以て、本来の主義を顕揚せざるべからず、是実に神道維新の期に到達」¹⁴したと宣言したのである。

そして、各教派・教会が取り組んでいた雑誌刊行について次のように回顧する。

「是より先き神宮教は既に「教林」を出たして博く大家の所論を紹介し昨年に入て益々吾輩と其感を同ふし専ら純神道を講究せり、大成教に「みそゝぎ」ありしも五月頃中絶の姿となり神道本局に「神道」ありしか本部の改革と共に廃刊せるか如く蓮門教会亦「教誨」を出して程なく休刊せり出雲に大社教機関として「風調新誌」あれとも社員に頒布する者にして其記する所唯同教録事の外文苑雜報等にして甚だ多く世人の注意を惹かず其他付属の小教会或ひは皇道の主義を奉して歴史的に道義的に種々の雑誌を見るも大略右の如かりしなり」¹⁵

実行教では一派特立が認められた1882（明治15）年から『実行雑誌』、『本教實行録』、『勸善實行録』と改題を繰り返しながら雑誌を刊行しており、1894（明治27）年2月刊行開始の『惟一』は実行教の具体的な活動のひとつであり、運動の場のひとつであった¹⁶。

雑誌『教林』¹⁷を発行した神宮教は自分たち実行教と同様に「純神道を講究」しているが、

その他大成教、神道本局、蓮門教会、大社教が例示されるが、各教団から刊行される雑誌はすぐに刊行を終えてしまうか、広範な読者を想定していないとする。

布教重視の神道改革を念頭に置く実行教は、雑誌刊行は神道改革の具体的な活動の一つであり、他の神道教団を評価する際にも同様に広く一般に読者を求める雑誌を継続的に刊行することが可能かどうかは重要な指標であった。

こうした中で、「神道革新」を掲げた論説「神道革新の期迫る」¹⁸を掲載する。商工業や教育の面では「国家諸務の以て漸々膨張せんとするの機運に向」っているが、「独り宗教上の問題に至りては、直ちに肯首する能はざるなり、抑も目下の主要は、彼の頑夢を覚醒して、朝日に匂ふ山桜花の如き大和魂を注入し、我か国体を知らしめ、至尊の尊威を感せしめ、以て其恩化を慕はしむるにあり、苟も此感情なからんには以て、純粹なる日本国民と云ふへからず、此精神を涵養するもの、惟神の大道を置きて又何れにか覓めん」、仏教やキリスト教に先鞭をつけられるようなことは、「誠に千載の恨事、無限の憾事を遺」すという。

さらに、「当に因循姑息の旧弊を脱却して、三綱五常の道、忠孝仁義の諸徳を同化し、因縁譬喩の方便を利用し、進んては耶蘇回々等の宇内にありとあらゆる諸宗をも悉く我か幕下に伏せしむるの覚悟なかるへからず、然り如此して宇内の潮流に乗出し、世界列国の衆庶を感化せんは、亦神道諸教家の一大快事に非ずや、否諸氏の双肩に繋りたる一大責務なりとす」として神道革新の期が迫っている、と呼びかけるのである。

『惟一』第19号掲載の論説「渴望」では「若し夫れ皇国の大道を伝へ、天神の懿訓を暢へ、道祖あり、教義あり、經典ありて、之を信するもの結んで一団となり、現時仏教諸宗に対して、画然一派を形造るもの、吾輩は之を称して宗教的神道といふ。」「吾輩は飽く迄も茲に純正高潔なる宗教的神道の勃興振起を望まざるを得ず。」「吾輩か純正高潔なる宗教的神道の勃興振起を叫ぶもの、他なし」として、神道改革の目指す姿を「純正高潔なる宗教的神道」と称する。「我が管長が單身衣冠を正ふして米国に赴き、ミチガン湖畔肅然たる教堂の中、碩学大家雲の如き間に立て、優に東洋の首席を占め、謹て帝国の尊嚴を説き、徐ろに惟神の大道を講し、並て実行教の本旨を示し、光榮ある喝采を博し来れるもの、豈偶然ならむや。神道か道義として、將た宗教として、如何に至高至大なるかを知らむ。爾来二星霜。管長は道を説て東奔西馳席暖なるに違あらず。夙に教職の積弊を鳴らし、神道征伐の称を受るに至り、本誌亦た其間に生れ、満腔の熱誠を誌面に濺けり。」とその実態を説く。続けて、当時発せられた内務省訓令第9号への対処により「我神道実行教も等しく、此の恥つ可く悲むべき渦中に投し、直ちに其足を脱すること能はざる乎」「其成効や、庶幾くは吾輩か謂ふ所の純正高潔なる宗教的神道たることを得ん歟。」¹⁹とあるように、そのような潮流の中で、教師養成規則の制定により教師の質の確保を求める内務省訓令第9号²⁰が「純正高潔なる宗教的神道」を目指す神道改革の外的要因としてとらえられたのである。

ここで実行教の主張する「神道の革新」とは、(レベルの低い、因循姑息の)売卜を活動の中心とするのではなく、(レベルの高い、皇道拡張、王道教化を旨とする)布教を積極的に行うことであるようである。これを受けた具体的な活動として、すでに取り上げている『惟一』という雑誌による布教と、次に見る海外への布教が前景化してくることになる。

3 日清戦争と「神道家」への呼びかけ

日清戦争が開戦すると、新たに進出した朝鮮や、終戦後に領有した台湾への布教を『惟一』

誌上で繰り返し論ずるようになる。

まず、開戦から数か月後の明治27年10月『惟一』第9号掲載の「朝鮮伝道」にて神道教派による朝鮮伝道を次のように主張した。

今や朝鮮の風俗退敗して人民道德の何たるを知らず、隣邦の義として我国人たる者宜しく之を救ふべし、況や神代に於て大国主神を始め幾多諸神の朝鮮に渡り彼国土を開拓し彼人民を撫育したるは明に古史の証する処なり、日本宗教家たる者何ぞ着眼せざる、何ぞ奮励せざる、而して釜山に仁川に神道仏教の教会寺院なきにあらねど其目的たる在留日本人民の為に止りて未だ進で朝鮮人に伝道し信仰せしめしを聞かず吾輩の常に遺憾として止まさりしもの²¹

ここで、朝鮮に渡って現地の人民を救済すべきであるという主張の根拠に、オオクニヌシが朝鮮に渡ったという「古史」を挙げているのは興味深い。すでに朝鮮半島に神道教会や日本仏教の寺院が進出していることが示されているが、その対象が在留日本人にとどまっており現地住民への教化がなされていないことを問題視している。

続く第10号掲載の「拡張の機失ふ可からず」では、「起てよ神道家、韓国多数の民心を従へ、其の革新の実を挙げしめ、支那四億余万の頑冥者を警醒し、各其の堵に安せしめ、我か大日本神州の神道教の下に、彼らをして拝跪せしめ、帝国光国の下に欽仰慕せしむる等、神道家の責任も亦重大なる哉」²²として、神道として教派を問わず朝鮮・中国への進出が呼びかけられ、かつ仏教やキリスト教への対抗心が強調された。また、その時に神道とは「徒に符札を与へて以て其の任務を終へたりと為すか、只に加持祈禱を行ひて、以て其の責任を尽したりと思惟するか、何ぞ誤解せるの甚しき」状況を変えて「此の機に乗して、神皇の大道を講明し、惟神の大道を恢弘するは、蓋し神道家の本務」²³であるとする。まさに「神道改革」の新たな自覚を持つ神道でなければならないとするものである。

明治28年2月第13号掲載「布教師の派遣を望む」では、「他事は暫く置き我が征清軍人の奮身健闘、敵弾に倒れ、毒刃に伏し、屍を天涯の異域に曝せるもの、その忠魂毅魄は、必らずや不冥の鬼となりて空中に彷徨せん、之を安慰して能く幽冥の神徳に浴せしめ、其の帰する所を得せしめ、永遠に国家の守護神たらしめ、遺族者の悲哀を扶けて、敢て遺憾なからしむるは、蓋し神道家の本務にして、決して猶予すべき事にあらざるべし、何の深慮遠謀する所ありて袖手傍観以て平素の言説に辜負せる事をかする、寔に皇道の大主意に背反せるものと謂はざる可ん哉、見よ仏、耶の如き、布教使を派して葬儀に、慰問に、鞠躬尽力機会に乗じて己が教勢を張らんと計るもの、亦以て感ずべきものあり、奮起せよ各教神道家諸氏、区々たる小康に安んずべき秋に非ず」²⁴として、戦死者の葬祭に従事すべく布教師が派遣されるべきとする。仏教やキリスト教がすでに布教使を派遣しており、教勢拡大を図っていることが意識されている。

ここで布教のために朝鮮へ渡ることを呼びかけられているのは「各教神道家諸氏」である。神道界全体を対象として布教・教化を重視した「神道改革」を主唱した実行教によって、朝鮮を対象とした布教においても各教派を先導するような言論が展開されていく。

先の「朝鮮伝道」という論説では、「読売記者其近刊の紙上に於て宗教家に東洋伝道の必要を告ぐと云へる一篇の論説を掲ぐ、頗る吾輩の意を得たるものの中に左の一節を抄録せん」として、「余輩は我宗教家に望む、何ぞ此大勢一変の時機に乗じ、以て東洋伝道の端緒を開かざる、徒らに内地に於て紛争を事とし、甲論乙駁互に宗派の優劣を闘はすは、敵を以て笑

を世上に取るに足る、基督教の進歩は外国宣教師をして無用の長物たらしめたり、仏教の勢力は猶未だ宗海の覇者たるを失はず、而して柴田管長北米に気焰を吐てより神道又頓に生色あり、豈に大に海外に向て布教の領地を開拓するの好時機にあらずや」²⁵と述べる。他紙の記事ではあるものの、「吾輩の意を得た」というように、キリスト教や仏教に対抗して布教にあたるには、「徒に内地に於て紛争を事とし、甲論乙駁互に宗派の優劣を闘は」すべきではないことは、『惟一』誌の主張する「神道改革」と合致するものであった。

さらに第15号掲載の「神道家の一大責務」²⁶では、「則ち彼等土民に対する今日の急務は、速かに形而上の教育を施して根底よりして其の性情を革新するに在り。其の性情を革新して、所謂、国家思想を涵養するに在り。手短かく之を言へば、彼等土民を教育して『日本化』せしむるに在るなり。」「是に於て乎。吾人は望む、切に我が神道家に望む。孤劍飄然、彼地に到りて拮据励精以て其の布教伝道を努むる固より可。百尺竿頭更に一步を進めて其の教義の基礎の上に幾多の覺舎を設立し、以て 祖訓を述へ、以て 皇道を説き、根底よりして其の性情を革新して、速やかに彼等土民を『日本化』せしむるを努めんことを。」²⁷と呼びかける。すなわち、神道教師には各教派の布教伝道の役割があることはもちろん、朝鮮の人々に対して皇道を説き、彼らの「性情を革新して」「日本化」することが求められているという。

同号掲載の「奮起せよ全国の神道家」という論説も同様である。「支那南北の要地新たに我が版図に入り、且つ三韓の地は畢竟我れの啓発を要す、行政施治以て彼土彼民を開拓するは已に其人あり、更に一步を進めて根底より彼民の性情を革新し、彼民をして全然我れに同化せしむるの大任は、実に繋りて我が神道家の双肩に存す、而して今、神道家の動静を見るに、多くは蠢々として深く相関知せざるものゝ如し。聞く仏教徒の中には已に進んで韓人学校を設立し、且つ大本宮所在地若くは戦場に奔走馳駆して、軍隊及び死亡者のために周旋尽力する所あるもの頗る多しと。是れ猶ほ憾む可し、其の根底よりしての啓発革新の上に於て、他に先鞭を着せらるゝが如きことあらば、誠に千載の遺恨無限の憾事、而して是れ啻に神道家の不面目たるに止まるのみならんや、猛省せよ帝国の神道家奮起せよ神州の血誠漢」²⁸というように、戦地での死者の葬祭や軍隊への慰問その他の任には、神道家が求められているにもかかわらず他教に後れを取っていると叱咤する。この論説が掲載された時点では、後述するように実行教はすでに管長柴田礼一らが朝鮮に向っている。

翌第16号「神道家に望む」では、仏教の各種社会事業を念頭に、神道家も同様の活躍をする必要が述べられる。「彼れ仏耶教徒は学校、病院、孤児院、を設立し、以て社会的運動に奔走馳駆しつゝあるにあらずや、今の時に当りて、神道家たるもの勇奮蹴起せすして、孰れの日か教義拡張するを得んや、此天与の好機に奮起せざるは吾人神教のために惜む、如今拓開すへき事業山の如く海の如し、惟ふにこれ得易からざるの期機、奮励一番伎倆を現はすは実に茲にあり、瑣事に拘泥軋轢するは愚なり、言ふへき時は已に去れり、実行すへき秋来たる、君国のため努力せられんことを望む」²⁹。仏教宗派が朝鮮や台湾で、従軍布教を経て様々な社会事業を実施していたことが知られているが³⁰、これにならった活動を求めているのであろう。

すでに、『惟一』第14号では、実行教に先んじて神宮教による布教使が大陸布教に派遣されることが報じられている。これは、「神宮教よりも甲斐一彦、塚田管彦、山口透の三氏を清国へ向け派遣することに決し去る十二日を以て東都を発せり、吾輩は此の報を得て大に喜へり、行け、行て過般失敗の恥辱を雪ぎ、孤劍韓山の客舎に逝きし志士の幽魂を慰めよ、切

に望む。』³¹というように、教派の別にかかわらずに神道として布教使を派遣すべきとの呼びかけを行っていた実行教にとって、神道教派からの布教使派遣は、「大に喜へ」るものであった。先の「柴田管長北米に気焰を吐てより神道又頓に生色」あるという現状認識も、むしろ実行教による「神道改革」の実績が神宮教の布教使派遣を導いたと考える背景となったであろう。

4 実行教朝鮮開教意見

提言と同時に神道教師が戦地へ派遣されたとはいえ、実行教として他教派の事業を歓迎するだけではいられなかった。

実行教としては、開戦以降、本館を中心に草鞋26,959足、長野県伊那分局から金5円、静岡県藤枝分局から草鞋5,000足といった物資や資金を、陸軍恤兵部に献納するなど³²、この戦争に対して教団を挙げた協力していた。

『惟一』には、「神兵の飛翰」³³というタイトルで、現地に兵士として派遣されている信徒からの本館あての手紙が掲載されるなど、出兵中の兵士、戦死者、戦病没者の中に実行教の信徒がいることは明白であった。こうした信徒を対象とした実行教による慰問や葬祭も各地の実行教信徒から求められていたであろう。

実行教からも教師を派遣する意見が実行教本館に寄せられ、『惟一』誌上に掲載される。

「埼玉県外二県有志者の建議書」³⁴は、代表者・高橋周平、堀越彌三郎をはじめとした埼玉県、群馬県、北海道の136名の名前で有志者619名を代表した建議書は次のように論ずる。

「抑々殉難諸士は 勅命に依り堂々たる靖国神社に合祀の榮あるは言を俟たず而るに戦地に於て埋葬の時に当り我神道教師の従軍なきより葬儀の区々にして異教者の手に其の儀式を行はるゝ事ありと聞けり国家の体面上異教者の手を仮るの遺憾此の上もなき事なるべし」「世界無比の神道あるにも拘はらず空前絶後と称する征清の役に帝国軍人か名誉の戦死を遂げたる遺体を葬祭するに神道を以て之を行はざるは我神道家諸君が其の任務を尽さゝるものと云ふべし」と、神道教師の従軍がないために、戦死者が神道式の葬儀に与れないことを嘆く。また、「今や我軍隊は清国の一部を占領し我国政を布き国威日に旺盛なる此の如し此の好時機に際し我神道家教師は毎に軍隊に従ひ皇軍の勝利兵士の健康を祈祷し我国教なる惟神の大道を新領地の人民に説き我軍人の殉難せし諸士は我国風の神式を以て一切埋葬することに従事せば我神道は国運の旺盛と共に旺盛なるや疑なし」皇軍の勝利、兵士の健康祈願、新領地の現地住民への教化を実施する必要を主張する。さらに「然らずんば徒に我兵士の信を失するのみならず並せて新領地の民をして驅て異教に帰せしむるの謗を免れ難からん」と、このままでは従軍しないことで信用を失うばかりか現地住民の入信も得られず、他教に後れると指摘している。このような懸念は本館のみならず、地方支部教会にも共有されていたのである。

明治28年1月発行の『惟一』第15号に掲載された神道の「改良」について述べる「改良の辞」³⁵という論説では、「唯、如今、征清の 皇軍大捷して、威武寰宇を驚かし、満清南北の要地新たに我か版図に入りて、三韓の地亦畢竟我か扶掖を待つ、誠に是れ我日本帝国か東洋の覇権を掌握して、以て宇内に雄飛するの好時機、好階段」、「此時に当り、吾人神道を把持する者、固より蠢々として動き、碌々として行く可らず、必ずや四千万同胞の先導者と為り、鼓吹者と為りて、清韓の地の開拓啓発に任し、以て日本帝国の天職を全ふせしめざる可らず。

／乃ち、我管長は千里の道を征して、將に清韓の地に入らんとし、而して我か同志は内に在りて遙に其偉挙を翼成せんとす、」「本誌が大に気焰を吐くは、正に今日以後に在りとす、乃ち茲に改良の企画を為し、略ほ其緒に就く」として、管長が自ら戦地に向かう予定であることがすでに示されている。

こうしたなかで、第13号には「我教管長の決心、本館の飛檄」³⁶と題して、管長柴田礼一が全国の教会分局等に送った檄文が掲載された。ここでも、「左れど我征清軍人の君国のために挺身奮闘して不幸敵弾に殞れ毒刃に死し屍を天涯の異域に曝せる者の忠魂毅魄は如何にして安慰すべきや人生の不幸死より甚たしきもの無之戦死者其人は暫く置き其の遺族者の大悲哀に堪えざるを想へば世の宗教家を以て自から任ずるものは深く考察せざる可らざる義と相考候苟くも生者に安心の本義を説き死者の魂魄を鎮定する神道家にして此際奮発する所無之候ては実に皇道の大主意に背反する者に可有之候」と、戦死者の慰霊、戦傷病者の慰問に神道家が必要であることを主張する。また、「仏教或は耶蘇教の如き猶且布教使を従軍せしめ葬儀に慰問に種々の運動をなして機会に乗じて己れが教勢を張らんと勉め居り候事は折々新聞紙上に散見致し候顧みて我神道家を見られよ間々有志の士戦捷の祈祷恤兵の義挙など致候者有之候も未だ我軍の戦死者を海外に祭り我軍の士気を鼓舞する者あるを聞かす這回の事他教に率先して国家の為め尽瘁可致は実に惟神の大道を実行し居る者の本分に可有之候而して其却つて一僧侶一伝道師に先鞭を着けられ眠むるが如く酔へるが如く君国の大事を看過致候ものは由来進取の氣象に乏しき旧神道家の通弊とはいへ如何にも奇怪且つ心外の至りに御座候」と、神道各教派はこれにあたる布教使の派遣について、仏教、キリスト教に遅れをとっていることを指摘していることも同様である。そこで、「我管長閣下は茲に御真眼を開かれ身親から戦地に臨み我戦死者の葬祭及び鎮魂祭を兼ね内は生者の悲哀を慰め外は死者の遊魂を安んじ聊か君国の御恩徳に酬ひ猶又戦後平定の上は新占領地へ永く我が神道を扶植し皇国固有の大和心を講明教訓致され度御所存に付二三の勧誘者も有之候間何卒奮て御賛成有之度云々」と、管長自ら朝鮮に渡って戦死者の葬祭と兵士の慰問にあたることを伝えている。

同じ号にはこれに続き、「右回答書信の一二」と題して、柴田礼一管長の檄文に対する回答が2通掲載された³⁷。件の反応は、いずれも柴田礼一管長による檄に賛意を示すものであった。

なお、この号には「好謔？」と題して、「頃日同人二三某所に会す、談論風発、奇謔百出、底止する所をしらず、前項布教使派遣の事に及んで一人あり低頭数分左の狂歌を口詠む亦た好謔？アーメンや南無阿弥陀仏にも劣るかな口にトウカミ〇にエミタメ」³⁸という短文が掲載されている。ここではどうやら神道教派の布教使が揶揄されているものと思われるが、どの教派かはっきりとした記載はない。第8号において、京城において行われた神宮教教師による軍神祭で、教師の一人が酩酊して他の教師と衝突、さらに「軍旗に対して不敬至極の所為」をおこなったとする「不敬事件」について報じており³⁹、また、『惟一』誌では、この後も折に触れてこの「不敬事件」を受けた神道教教師の従軍布教への懸念を示す文言が散見することから、これが関係するものと推測されるが、神宮教と上の文句との関連性はやはりはっきりとしない。禊教あるいは大成教を念頭に置いたものとも考えられるが、不明である。

5 「西征録」

明治28年3月末から8月頭にかけて管長柴田礼一は朝鮮巡教のため東京を離れた。そのレ

ポートとして『惟一』に掲載されたのが「西征録」と題した連載記事である。5月3日に長崎を出発した管長一行の旅程は「西征録（其一）」（第15号明治28年4月28日）、「西征録（其二）」（第16号明治28年5月28日）、「西征録」（第17号明治28年6月28日）、「西征録（つゞき）」（第18号明治28年7月28日）、「西征之帰途」（第19号明治28年8月28日）と5回に及んだ。実際にレポートを書いているのは田中基臣（塵外）という信徒である。

出発に当たって『惟一』第14号巻頭でこれに関連する記事がまとめて掲載された。柴田による「留別の歌」と題した歌、その他信徒・関係者等による手記や漢詩、和歌などが掲載され、随行員田中基臣も「留別」と題する文章を寄せている。彼らの朝鮮渡航の目的については、「吾実行教管長、素志茲に其緒に就き、教徒諸君の賛助を得て、今や将さに、清韓の地に入らんとす。蓋し風饕雪虐の裡に、快戦健闘しつゝある軍隊を慰問し、殉国壮烈の将士の、忠死せる英魂毅魄を吊慰し、並せて、新占領地の民衆をして、深く皇徳に霑はしめ、普く王化に浴せしめんと欲するにあり。」⁴⁰と、軍隊の慰問、戦死者の葬祭・遺霊、現地住民への布教・教化を挙げている。前章で他教を含めた全国の神道家に呼びかけていたとおりである。

実行教教報では、群馬県八坂教会の大教正北條三野夫と本館惟一社の記者である少教正田中基臣の両名が、「朝鮮国及清国大日本占領地渡航ニ付随行員申附候事」⁴¹とされたことが報告されている。北條は「岐阜県人にして群馬県に教会所を設け本教に所属せられし人なるか今回特に進んで随行を申し出てられたるなり」⁴²と紹介される。田中は本館付の信徒であり、ジャーナリスト的な存在だったようである。

管長の朝鮮での活動レポートは、「西征録」と題されて連載され、彙報欄に毎号掲載された管長の動向についての短い記事とともに現地の様子を報告した。初回と第2回は出港の地である長崎まで、第3回と第4回で釜山港、仁川港、漢城と朝鮮での行状を、5回目はタイトルのとおり本館に帰ってくるまでの道程をレポートしている。往復の日本国内での旅程を省くと主なものは次のとおりである。

- 5月5日 釜山出航
- 5月6日 仁川上陸
- 5月8日 京城到着
- 5月9日 日本公使館井上公使を訪問
- 5月10日 京城守備隊独立第一八大隊を慰問、宝丹500包を寄贈。官立日語学校参観
- 5月16日 朝鮮宮内軍部の顧問官岡本柳之助と会見
- 5月18日 漢城を出立、仁川の兵站部を慰問、副官田中中尉に宝丹100包を寄贈
- 5月19日 仁川出航
- 5月21日 釜山の守備隊を慰問
- 5月22日 長崎着

現地の政府機関、軍隊を訪問している。ここでは先の引用文で挙げられていたような現地の人々への具体的な布教活動のようなことは実際には行わずに、慰問とその後の本格的な進出を見据えた根回しや下地作りのような活動を行ったようである。

出発から帰京まで4か月にわたる旅程であったが、朝鮮だけみれば、上陸から出港まで2週間程度の旅程である。当時、管長や教団幹部による各地方教会等への巡教が精力的に行われており、この朝鮮巡教は、同時に関東より西の信徒及び教会への管長巡教も兼ねていた。柴田とその一行が新橋駅を出発したのは3月30日であり、出航の5月3日まで実に1か月強

をかけて国内を移動している。同様に、5月22日に長崎に到着してから、九州に2か月滞在し、半月かけて東京に戻っている。「管長の御帰京」⁴³と題する旅程報告によれば、7月23日佐賀を出発。24日に宇品港に到着。広島から神戸まで汽車で移動。25日に汽車で大阪に着くと、教長の家に宿泊している。26日には豊橋、27日に藤枝に到着すると藤枝分局に2泊。28日には大覚寺村（現・静岡県焼津市）の信徒宅に宿泊。30日教長宅、31日御殿場吉島屋に1泊。8月1日に富士山北口吉田に1泊すると、2日には信徒50余名を従えて、五合五勺まで富士登山を行っている。須走へ下山すると、甲州屋で1泊。3日は御殿場で1泊して翌4日に帰京するという旅程である。

往復の旅程で信徒の家に宿泊し、御御礼という実行教の礼拝及び説教等をおこなっていたのである。むしろ国内の移動での巡教の方が成果は高かったかもしれない。実際に九州では長期にわたって滞在し、長崎では新たに恵美須教会を開設している⁴⁴。

6 台湾開教

管長一行が帰国すると、長丁場を見込んでか、今度は管長ではなく「岐阜県八坂教会、海外布教使、大教正北條三野夫」を「近衛師団従軍布教慰問使」として派遣した⁴⁵。この報告は『惟一』誌上において、明治28年12月28日発行第23号掲載の第1回（明治28年11月20日付）、明治29年1月28日第24号掲載の第2回（明治28年12月23日付）同号掲載第3回（明治29年1月5日付）、明治28年3月28日発行第26号掲載の第4回（明治29年2月12日付）、明治29年4月28日発行第27号掲載の第5回（明治29年3月10日付）、明治29年5月28日発行第28号掲載の第6回（明治29年4月24日付）、明治29年8月5日発行第30号掲載の第7回（明治29年6月19日付）、明治29年12月3日発行第32号掲載の第8回（明治29年7月17日付）及び第9回（明治29年8月29日付）の全9回にわたって連載された。

第1回報告によると、北條は明治28年11月1日夜に東京（新橋）を発って国内を移動し、11月13日には基隆港に到着。上陸後の陸路に難儀しつつ19日に台北に入る。

さて、北條は19日に台北に入ると総督府を訪れ、次のような「布教意見書」を提出する。

- 一 布教所設置時々公会の上島民を教誨する事
- 二 全島鎮護の為に皇大神宮神社建設の事
- 三 建設費の募集及官有地所拝借の事
- 四 北白川大將宮追悼祭を場内に於て施行、尋で戦死者吊慰祭を施行する事
- 五 島内一般要々所々に教会所設置の事

ここでは、9回にわたって掲載された北條による報告記事から、これらの各項目がいかに実現できたか、どのように報告されていたのかを見てみよう。

一 布教所設置時々公会の上島民を教誨する事

後の記述によればある程度の信者はいるが⁴⁶、果たしてどれほど現地住民を教化することができたのであろうか。海外へ渡航した実行教教師教徒の言語能力⁴⁷についてはある程度察することができよう。実際、北條が現地住民に対して説教を行う描写は見られない。

北條のある日の報告には北條ら布教使と現地住民の齟齬が次のように描かれており興味深い。移動中の混成第七旅団が羅東中興庄で休息をとることにすると、現地住民が茶菓等を以て歓迎の意を表し、「予に名刺を乞ふ一葉投ぜしに忽群集し来り争ひ乞て休まず、知らず識

らず百有余枚を投与し尽せり、終に一同見送りして駅端に来る、茲に一笑すべきは前に投与せし予の名刺何れも胸間に掛け得々然として余に従ひ来れるなり、又一老人跪き予に書を持し欣喜の意を表し蜜柑数個を贈来る、書中の文に曰く「我是良民、林栄国。原係是冬瓜山街総理。現今七十余歳。年老退辨。但前日本大人之天兵到。往来受汝深恩。到此来我家中飲酒。猶如父母一樣也。伏望大人天兵。恩惜良民保護一家。感恩不尽念及厚望也」余に此書を見せるは何の意に出るか幾度文字を地上に画し尋るも彼文字を不識もの、如くにて答ふる能はず暇を告げ去れり」⁴⁸という。口頭での意思疎通が不可能であるために筆談を持ち掛けてきた現地住民の言わんとする所が北條には分からず、筆談で応答を試みるがこれも通じない。北條の名刺を人々が御守りのように胸に下げてきたというのも、意気軒昂に布教に渡った神道教師と現地住民が求めた日本人宗教者の役割のすれ違いを示していよう。第九回通信32号では「及ぶかぎりは布教上に心を用ひ候へ共何分にも土語に通ぜず」と自ら吐露している。

中教正であった宮崎蘇庵という信徒が、「未だ至仁至聖の 皇風に浴せず土匪等屡起りて暴拳し我錦旗に抗するを聞き深くも之を憂ひ国家の鎮護人心の帰向は言語の如何にあるを確信し」、台湾総督府民政局学務課編纂員として「老翁自ら奮つて彼土に赴き国字言語を享受し彼良民をして赫々たる我／皇化に沐浴せしめんと欲し本年四月を以て彼地に赴任せられしも疾病」⁴⁹により死亡した記事からも、現地住民に日本語なら教えられるという「老翁」の身でも飛び込むことができた現実を見ることができる。台湾総督府の官吏は彼のように、身一つで渡台するものが多かったようである⁵⁰。教派として派遣したものではないが、台湾の現実をうかがわせるものであろう。意見書の冒頭に挙げられた現地民教化も、自ら言語の違いを超えるようなものではなく、日本語学校による日本語教育等の外的な要因にたよったものであった。日本語学校への期待や、同教教師の総督府学務課での期待もこうしたものがあつたにちがいない。

二 全島鎮護の為に皇大神宮神社建設の事 三 建設費の募集及官有地所拝借の事

第2は皇大神宮神社建設であり、第3の建設費及び建設地の確保とまとめて見てみよう。第三回通信では次のような記述がある。

「皇大神宮建設／同島清要の地を卜し。是非共皇大神宮を御奉鎮せんとて。有志者池田応輔氏多田正英氏其他十名許發起となり。大に其事に奔走し。尚小生其挙を賛成し。後來提携して尽力すべきことを約したり。尤建設費三十万円の予算にて実に同島に莊嚴なる宮殿を建設し。土人をして我国皇祖の威霊を仰瞻せしめは。必ず国家的精神を鼓舞すべきなり。」

池田応輔および多田正英なる人物らが發起人となって呼び掛けている計画があることが察せられる。北條はこれに賛同しているものという書きぶりになっていることから、北條の計画していたものを含め、皇大神宮を奉斎しようという複数の動きが同時に現れていたということであろうか。

第六回通信には「皇大神宮遥拝所開設に付御届」という次のような文が添付されている。

皇大神宮遥拝所開設に付御届／予て作冬以来上申仕置候／皇太神宮遥拝所差向別紙図面之通基隆港に設置可仕候神社祠宇教会所等は一般民政施行の上時機に応じ出願可致云々を以て去る十日基隆支庁へ届済允許相成候依て工事に着手且左之両所に建設事務取扱所取扱候猶詳細は追て具申可仕候得共此段不取敢及御届候也／明治二十九年四月二十四日／右担任教師／大教正 北條三野夫／管長殿／○基隆中区石碑街十七番戸／○台北文武廟街四番

戸／●皇太神宮遙拝所建設事務所／右両所に事務取扱所設置仕候事⁵¹

ここで「皇大神宮神社」であったものが「神社祠宇教会所等は一般民政施行の上時機に応じ出願可致」により「皇大神宮遙拝所」として実現するための運動となっていることが示される。また、「台北艋舺街育嬰堂邊二十番戸／官有舎／元育嬰堂 一棟／外ニ附属家六戸」を「兒童に国語学教授及教務所に充て候旨を兵站司令官へ拝借方出願候」と報告し、次号には略図が掲載された⁵²。30号巻末広告には皇大神宮遙拝所建設主意書⁵³が一面に掲載されている。これによれば総額見積は金5,000円と高額であり、「一金一円以上の寄付者は永く記念として姓名を石表に刊刻する事」「一金一円以内の寄付者は木標に記し揭示所に掛表する事」と広く寄付を呼び掛けている。浄土宗布教使橋本定幢による『台湾浄土』五月七日の記事にも「神宮北條氏来訪せらる。氏は皇太神宮遙拝所建設の爲め、運動せりと言。」⁵⁴とあり、実際に様々に動き回っている様子がうかがえる。

実際に台北の地に教会所の着工に至ったとも報告（第七回）している北條の派遣とその働きは、さっそく評価されたようで、教団内から彼を副管長に推す声があがり、明治29年12月には副管長⁵⁵に任じられた。

その後も遙拝所あるいは教会所として存続したのだろうか。そもそも北條に皇大神宮「神社」を建設することが可能だったのであろうか。明治9年に遙拝の対象となる神社の許可を得よう規制されたものの、明治15年にはそれも撤廃されており、法的には神社と無関係に遙拝所を設立することが可能となっていた。神社ではなく遙拝所であれば、こうした制限はない。

権東佑は、神宮教教師が朝鮮に従軍した際に、神社の神職として期待されていたことを指摘している。実際、北條も実行教も、教派が神社に関与できないことを顧慮しているようすはない。「神社」と「教派」の分離の実態や意識を示すものであり、当人たちにとっても神社を設立して盛り上げる主体に教派の教師がなれる、という考えを持ちえたのである。神社あるいは国家の宗祀としての神道と、宗教としての神道すなわち教派神道の分離は、活動実態及び活動主体の個人の意識としては必ずしも常に明瞭に意識されていたわけではなかった可能性がある。

結果的に彼の計画は「皇大神宮遙拝所」の設立に落ち着くことになる。

一にうたった「布教所」、五の「教会所」ではなく「教務所」と用語が錯綜していることも、教派の制度の複雑さを示していると言えよう。こうした厳密さに欠ける用語の使用は、「従軍布教使」「従軍慰問使」などの混用にも見られる。

第7回通信では「一 小生奉仕の八坂神社の祭典も近より誠に心配仕候」「誰か代人を得て八坂神社の大祭則旧六月十五日七月二十七日前には一旦帰国仕り各位とも深く相謀り管長殿へ大に上申致し度」⁵⁶と、八坂神社の祭礼が無事に行われるか否かを心配している様子が見て取れる。出発前に自身の不在にしている間の祭典執行について、準備していなかったものとみえ、半年程度とはいえ長期にわたるとは考えていなかったのであろうか。ここで「小生奉仕の八坂神社」とあるように、派遣の紹介では「八坂教会長」とされていた北條が「八坂神社」で大祭に「奉仕」していることが示される。

同時期に神職として祭事に名を連ねていた海老原勝五郎も蛟蛸神社⁵⁷の神職であるという。第26号には「神祇司庁建設 神職、三祖協会員海老原松五郎氏は曩に渡台して布教に勉めつ、あり今般同島に於ける神祇宣教の方針を一定し神道一切の事を裁決し得る神祇司庁を

同島に建設せんことを希図し其趣意書及び同建設案を本館に寄せ来れり」との記事がみえる。海老原は実行教によって派遣されたわけではないが、神社に奉仕しつつ教派の教師である人物が好んで選考されていたものとみてよいかもしれない。権が指摘するように教派の教師でありながら国家の神道＝神社を担うものと同一視されていたものとみていいであろう。

北條の神社創建計画も、「民政上の理由」により遥拝所とすべしとの総督府からの指摘によるもので、少なくとも北條の報告では彼の資格がそれを妨げたわけではないようである。台湾の行政上のいろいろが整備されればこの時点で北條が神社を創建することは不可能ではなかったであろう。

布教と祭祀の境界が非常にあいまいであったことは内外変わりがないとしても、一方では厳しく規制されていた現実があり、少なくとも神社の創建についていえば、内外の特殊性というか内地では難しいが外地では特段問われない事情というのがあったのではないか。

出雲大社教による大連神社や、権の指摘した黒住教による京城神社創建の例に見えるように、神道教派あるいはその教師により神社が創建される。

北條が海外での神社建設を試みたのはこの時だけではなかった。大連神社は当初出雲大社教関東分祠として設立されたものが、初代宮司松山理三らにより神社とされたものであることはよく知られている⁵⁸。

これに関連して、北條の事績を推測させる記録が残っている。

初代宮司である松山理三による『大連神社創立誌』（大連神社社務所、1920）は、大連では松山らによる大連神社が創建される以前に木村、佐藤、北條らによる神社設立事業があったものの最終的には放棄されたとしている。

韓賢石⁵⁹は、この三人が同時期に大連の実業界で活動していた木村政平、佐藤至誠、北條三野夫という三名であろうとしている。

本書で論じている北條三野夫も、大連神社創建を試みた北條三野夫も、伝記的事実が不明であるが、同一人物である可能性は極めて高かろうと推測する。

台湾から大連へと、日本人が進出する地で神社の創建を一度ならず画策していた。同一人物であるとして、北條にとって、台湾における神社創建計画とその帰結としての皇大神宮遥拝所兼実行教教会所の設立は、はたして大連神社設立事業の成就を確信させるに足る成功体験であったのであろうか。

四 北白川大将宮追悼祭を場内に於て施行、尋で戦死者吊慰祭を施行する事

四番目に記載されている北白川宮の追悼祭については、10月28日に薨去しその死は当初公表されず11月5日に戦没者・戦病没者追悼の大招魂祭が斎行されており、これが実質的な能久親王の死に関する最初のイベントとされる。同日宮内省告示第15号によって薨去が発表され、6日には麻布の出雲大社分祠で帰幽奏上式が、上野と日光の輪王寺で法会が行われ、国葬は11月11日豊島岡墓地にて子息の成久王喪主として執行された。台湾でも、北條と甲斐一彦が中心となり追悼祭を執行した。北條は次のように報告する。

故近衛師団長陸軍大将北白川宮殿下追悼祭

本日八日台北総督府西轅門前に於て殿下追悼祭を執行せりこは小職及神宮教布教使甲斐権大教正の發起にして。本願寺小野島慰問使も加は、りぬ。其案内状は如左

恭しく追思するに故近衛師団長陸軍大将大勲位功三級北白川宮能久殿下は皇室の親雲上

の尊を以て遠く朔北を征し回航して本島に臨ませられ盛徳雨被稜威風靡全島の匪賊平定の効を奏するの日に当らせられ偶瘡癘の侵す所となり遂に客月五日を以て溘然薨去し給ふは実に痛哭に堪ざるのみならず又遠隔の地にありては御会葬の礼を欠き遺憾不少候依て今般不肖等協同一致の上総督府西轅門前に於て靈壇を設け来る八日午後十時を期し左式に依り追悼祭を執行可仕候條百事御繰合を以て御参拝被成下度此段御案内申上候也

明治二十八年十二月五日

真宗本派本願寺慰問使三等巡教使 小野島行薰

實行教布教使大教正 北條三野夫

神宮教布教使權大教正 甲斐一彦

式場は同門外廣野の正面にして、四方に幕を張り廻はし中央に殿下の靈位を設け、其の前には間餘の神饌案を置き、左右に真賢木を樹て之に五色の幣帛を掛け、其前に文武官初め各参拝者の席を備ふる等、其準備残る方なく整い畢んぬ。乃ち左図の如し

祭典は午前十時より始まり、先づ修祓の式終りて、副祭主（小職）招魂式を執行し、次に甲斐祭主進み祭文を奏しぬ。其より樺山総督以下玉串を奉献す。この間、僧侶の読経ありぬ。又土人保良局総理張希袞保良局主理三十余人相率ゐて靈前に膜拝し玉串を奉献せり。

本日祭典の次第は左の如し

○神式

十二月八日午前十時祭官着席●修祓●副祭主招魂式執行●此間起立●祭主祭文ヲ奏ス●此間起立●祭主玉串ヲ献ス祭官一同進出列拝

○仏式

吊文奉読●此間起立●読経●此間玉串奉献並ニ捻香各参拝●以上（中略）

靈前に奉献の供物は樺山総督閣下よりの奉納品を始として。山なす計にして。此は祭典後凡て参拝者に頒ち与へぬ。実に当日の参拝者は無慮数千人にして。発起者より案内状を發したる分にも千余通に上りしと云。以て其盛況を知るへし。因に云ふ小職は更に本教一己の資格にて此役に死亡せし忠魂の吊慰祭を執行せんとて本祭式の終るややかて別に斎場を設け最と丁寧にいわひまつれり参拝者の氏名を左に掲ぐ

祭式の手順や配置について事細かにレポートしているのが興味深い。浄土真宗本願寺派の小野島行薰、神宮教の甲斐一彦の名が見え、当初はこの三名で行動していたようである。

これ以外の場面でも、何人かの他教、他派の教師等と行動を共にしている場面も報告されている。例えば、明治29年2月2日に台北県庁中門前にて実施された殉難士吊祭では神宮教布教使權大教正甲斐一彦を祭主に、北條が副祭主、真宗興正寺派橘清海が吊文を誦読、僧侶橘本定幢（浄土宗）、佐藤大道（真宗本願寺派）、橘清海が読経、参列文武官は順次、玉串奉奠、拈香を行ったといい、神仏各派合同の慰靈祭が行われた。

また、台北から近隣都市への土匪征討に従軍し、戦死者の出るたびに神宮教布教使とともに吊祭を行っており、現地での活躍が期待されている様子がうかがえる。例えば、明治29年1月は北東部を進軍する部隊に新聞記者らと同行するが、「負傷者を親しく慰問し終わり夫より戦死者一九名の氏名及び当時の事実を問いてこれを吊祭し靈版を本籍に送る事を約せり」「屍体は火中し厚く吊祭遺骨を本国に送る云々の事を副官より伝達あり、依て我実行教と神宮教と合同の典を挙げ靈版を製し連隊長に送れり」⁶⁰と、負傷者の慰問と戦死者の慰靈が彼らに期待された役割であった。

五 島内一般要々所々に教会所設置の事

第二回通信24号には、「何とか地盤を固め兼而出願中の教会並に本館出張所又は祀宇建設場所の許可を得次第一旦帰朝致し管長閣下の渡台を勧め以て斯道を拡張致度候」とあり、到着するなり布教のための足場となる施設の建設のために動き始めている様子がうかがえる。しかし、先に見たように、この渡台報告に見る限りは皇大神宮遥拝所建設事務所兼教務所を置くにとどまっており、将来への意気込みにとどまっている。

北條の報告は、第9回で「本月上旬より「マラリヤ」病に罹り非常に疲労し執筆に堪兼候書外は後報に細々可申上候事」⁶¹と、マラリアを理由に満足な働きができないことを伝えてから連載が途絶えてしまった。『惟一』も2年ほど後の48号でその刊行が確認できなくなる。この間、北條の消息も確認できるかぎり第42号の教報欄に「名古屋分局長申付 北條三野夫」⁶²との記載がみえるのみであり、この時にはすでに帰国し、郷里に近い名古屋分局長を務めることとなったものと思われる。実行教による台湾への積極的な布教、教会所設置等はこれ以上確認できない。

おわりに

管長自らの朝鮮巡教、神宮教や東本願寺と同時期に派遣した台湾への布教使の派遣については、実行教の歴史でも触れられることはなかった。当事者にも忘れられた存在となったわけとしては、その後も喧伝される華やかなシカゴでの「実績」や国内の会議での活躍に比して、決して成果を上げることができなかったことが考えられるであろう。シカゴについては、批判的な視点からもあげつらわれたし⁶³、『惟一』においても、当初の売りであったのは柴田礼一によるシカゴ見聞録の連載であった⁶⁴し、自ら演説集を刊行⁶⁵するなど、よかれあしかれ繰り返し吹聴された。昭和7年刊行の実行教による概説書、井口喜四郎『神道實行教』にもシカゴでの柴田礼一のようなすが掲載されている。実行教はその後、柴田礼一が人類学者フレデリック・スタールと親交を持ったことが知られたり、宗教懇談会にその座を占めたりと、ある程度の存在感を残しつつだいに影を潜めていくが、この頃は巡教と同時に、一教派に留まらない神道界全体に対する改革への志向を有していたのである。シカゴ万国宗教会議を契機に神道界の先駆的存在たることに自覚しはじめた実行教は、その流れの中で刊行を始めた月刊雑誌『惟一』の中で、海外への進出を強く主張した。本稿で紹介した2度の海外派遣は、いずれも軍隊の慰問と戦死者の慰霊、現地の人々の教化という意図をもって戦争中終結前から構想され実施されたものであると同時に、あるべき宗教としての神道の姿を示すことを志向したものであった。木村は、日清戦争を同志会等の結成に向かう契機としている⁶⁶が、台湾布教従軍布教の時期が終わりある程度落ち着いたところに当初は宗派ごとに相争うように派遣していた仏教宗派とは、ある意味で対照的に思われる。第3章で述べたように、『惟一』で展開された議論が当初から常に「教派を問わず神道家が布教のために渡台すること」を求めているのである。

『惟一』第27号及び第28号において、「宗教時論」と題した欄が設けられた。この欄では他の新聞等のメディアに掲載された論説記事を転載するものであった。第27号では、「宗教家大に振ふ可し」（時事新報）、「宗教家の沈黙」（山梨日日新聞）、第28号では「神道の同化力」、「宗教家に望む」、「仏教家前途の覚悟」、「仏教揚興の為め新旧両徒の大量を要す」といったタイトルの記事が並ぶ。いずれも、台湾という新たに獲得された領土とその住民に対して、

宗教者、とりわけ神道家がどのような態度をとるべきか、いかに旺盛な布教に乗り出すべきか、といった論調の論説である。実行教の動きを、外部の意見により補強し、彼らの海外布教がいかに幅広い言説の支持を受けているかを示すべく掲載されているものと言えよう。実行教にとって神道の革新の一つとして海外への布教があり、それは社会の要請にかなうものであったはずなのである。

しかし、実態としては、現地の人々との直接的な接触はほとんどなく、日本軍の慰問、慰霊、弔祭が主な活動であった。これは、彼らの語学力や教義内容によるところでもあろうし、特に併合後の台湾では負傷者の慰問と戦死者164名、病死者4,642名にのぼる死者の慰霊という問題が彼らの役割として現場から求められたものでもあろう。

同時に派遣されていた仏教諸教団に比べても教団規模の点で見劣りしていた実行教にとってみれば、海外に教師を派遣し、雑誌を発行し、国内外で布教することは、あれもこれもといった状態であったろう。管長の洋行にしてからかなりの負担であった実行教にとってみれば教派をけん引する担い手の自負があったとはいえその望みに比して教団の規模は釣り合いの取れたものとはいいがたかった。神道改革の声を上げた実行教であるが、神道の改革そのものが教派に求められなくなっていったのであろうか。

注

- 1 実行教の歴史について記されたものとして千葉幸吉『神道実行教』（実行教本庁、1910）をもとにした井口喜四郎改修・千葉幸吉『神道実行教』（実行教々義講究所、1932）が知られる。
- 2 野世英水「近代真宗本願寺派の従軍布教活動」『印度學佛教學研究』第63巻第1号（2014）
- 3 菅浩二『日本統治下の海外神社——朝鮮神宮・台湾神社と祭神』（弘文堂、2004）
- 4 高野友治『天理教伝道史10海外編——調査資料として』（天理教道友社、1975）、大谷渡「天理教の朝鮮伝道」『史泉』第50号（1975）285～297頁、平木実「明治期における天理教の朝鮮・韓国伝教史」『朝鮮学報』第119、120号（1986）1～40頁等
- 5 権東祐「教派神道の朝鮮布教からみる近代神道の様相——神道修成派・黒住教・神宮教を事例に——」『宗教研究』92巻1輯（2018）
- 6 穂波徳明『征清戦史 武勇日本』下巻（大日本中学会戦史部、1901）1059～1125頁
- 7 柴田幹夫編『台湾の日本仏教——布教・交流・近代化』（勉誠出版、2018）等
- 8 中西直樹『植民地朝鮮と日本仏教』（三人社、2013）、中西直樹『植民地台湾と日本仏教』（三人社、2016）
- 9 木村悠之介「明治後期における神道改革の潮流とその行方」『神道文化』第31号（2019）
- 10 「来れルーテル」『惟一』第2号55～56頁
- 11 「昨年の神道界（各教会）」第12号
- 12 伊東洋二郎『淫祠拾壺教会』（其中堂、1894）など
- 13 「神道革新の期迫る」『惟一』第16号2～4頁
- 14 前掲「神道革新の期迫る」
- 15 前掲「昨年の神道界（各教会）」
- 16 「富士講系教派神道・実行教の雑誌刊行：実行教本館内惟一社『惟一』目次」『書物・出版と社会変容』第21号（「書物出版と社会変容」研究会、2018）
- 17 1899年9月から『祖国』、1902年3月から『養徳』と改題。
- 18 前掲「神道革新の期迫る」
- 19 「渴望」（『惟一』第19号 明治28年8月28日2～3頁）

- 20 同訓令への実行教の対応は今井功一「明治期実行教の組織形成における漢学者・国学者―教師養成制度を例に―」『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』第13号（2020）
- 21 「朝鮮伝道」『惟一』第9号
- 22 井桁質直「拡張の機失ふ可からず」『惟一』第10号
- 23 前掲「拡張の機失ふ可からず」
- 24 井桁質直「布教師の派遣を望む」『惟一』13号
- 25 前掲「朝鮮伝道」『惟一』第9号
- 26 天山居士「神道家の一大責務」『惟一』第15号2～4頁
- 27 前掲「神道家の一大責務」3頁
- 28 「奮起せよ全国の神道家」『惟一』第15号41頁
- 29 於期子『惟一』第16号23～24頁
- 30 中西直樹「日本仏教の初期台湾布教(2) 占領地布教と各種付帯事業の展開」『佛教文化研究所紀要』(2016) 等。
- 31 「神宮教の布教使」『惟一』第14号
- 32 「實行教信徒の御奉公」と題して『惟一』10号以降、救恤実績が報告されている。
- 33 『惟一』第17号9頁
- 34 『惟一』第14号40～42頁
- 35 「改良の辞」『惟一』第15号
- 36 『惟一』第13号42頁
- 37 『惟一』第13号43頁
- 38 『惟一』第13号45頁
- 39 「不敬事件」『惟一』第8号37～38頁
- 40 田中基臣「留別」『惟一』第14号
- 41 『惟一』第14号40頁
- 42 「我教管長の出発」『惟一』第14号40頁
- 43 『惟一』第19号6～7頁
- 44 「征西之帰途」『惟一』第19号11頁
- 45 北條の名の読み方は惟一誌に記載がないため明らかでないが、「第三回通信」に詠み込まれている和歌には、「送小野島師帰本邦 北條箕野翁」と署名しており、「箕野翁＝みのおう」から、「みのお」と読むのではないかと推測も可能であろう。
- 46 河野省三『神道大綱』（臼井書店、1927）は実行教について「（現況）全国に設置してある教会講社説教所の数は百七十三ヶ所で、教徒は男女合わせて二千五十二人、信徒三十五万三千三百八十六人ある。其の勢力地として目すべき地方は静岡県、栃木県、長崎県等である。目下関東州、満州、青島、朝鮮、台湾などにも若干の教師が布教に従事している。」としている。また、のちに善隣教を創始する力久辰斎が実行教力久教会教師として朝鮮に渡っているように、個別の教会を主体として海外に渡航する例がある。
- 47 シカゴ万国宗教会議での柴田礼一も英語が話せない故のトラブルを起こしている。「平田国学の幕末維新」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第55号（2018）159頁
- 48 第五回通信
- 49 故台湾総督府民政局学務課32号
- 50 黄昭堂『台湾総督府』（教育社、1981）
- 51 第六回報告
- 52 「遥拝所教務所設立地図 台湾布教使大教正北條三野夫の創設に係る皇太神宮遥拝所及本教々務所設立届出済允可を得たる事は前号誌上台湾開教の記事に詳かなるが今其設立地図を掲げて参看に便にす」

(第29号明治29年 6 月28日 6 頁)

- 53 『惟一』 第30号卷末広告 2 頁
- 54 橋本定幢『台湾浄土——布教教化活動資料』(浄土宗教安寺、1995) 78頁
- 55 第32号教報欄に「補副管長 大教正 北條三野夫」とある。副管長には他に、柴田花守の弟子であり出羽三山の神道化で知られる西川須賀雄や、後に伊那の信徒を率いて教団を割って大日本実行会を設立することになる伊那の古参信徒・原九右衛門らがいることが知られている。
- 56 第七回通信
- 57 前掲『征清戦史 武勇日本』1096頁
- 58 菅浩二 前掲書 新田光子『大連神社史——ある海外神社の社会史』おうふう、1997
- 59 한현석 (韓賢石) 『근대 일본의 국민국가 형성과 해외신사 (近代日本の国民国家形成と海外神社)』국제지역학박사학위논문 (韓国海洋大学国際文化学科、2014)。同論文内では『満洲と相生由太郎』(福昌公司互敬會、1932) 370頁の記述を根拠にしている。
- 60 第五回通信 9 頁
- 61 第九回通信11頁
- 62 「教報」『惟一』 第42号
- 63 藤田香陽『神道各教派の表裏』(下村書房、1919)
- 64 第 7 号から「米国見聞録」と題した記事が 4 回にわたって連載されている。
- 65 柴田礼一編『世界宗教会演説摘要』(実行教本館、1894)
- 66 前掲木村論文